



東京税理士会日本橋支部会報

第 103 号

平成16年6月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10

ホック人形町ビル

☎3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原邦文

編集人 副支部長 浅野 汜子

印刷 株式会社税 経



足利の藤

高橋美津子 会員提供

税界放談

「ご利用ください！ 便利な e-Tax!」という政府広報（国税庁）が目につく。

この六月から、全国で国税の申告、納税、申請等に関する手続きが自宅や事務所のインターネットから行えるようになったというもので、いよいよ電子申告の時代に突入です。

税理士は、納税者のサポーターとして税務申告書の作成や税務代理等を行う専門家である立場上、紙による場合と同様に、納税者が電子申告を希望した場合にはそれに応えなければならない訳で、決して他人事に眺めてはいられない。

この利用には、電子署名と電子証明書（ICカード）が必要で、厳格なチェックが入るが、重要な個人情報を守る観点からも止むを得ない手続きであろう。幸い、日税連認証局が発行するICカードの取得者数は会員の大半に及んでいると聞く。

電子申告導入に向けた研修は、当支部でも数多く実施されてきた。今後は電子申告等開始届出書を皆さんで提出して、この新たなe-Taxを利用したIT社会における雄たる地歩を占めたいものである。

（S生）



新年度を迎えてのご挨拶

支部長 河原邦文

支部会員の皆様、去る6月22日開催の定期総会において、提出議案全て原案通りご承認戴き誠に有難うございます。

昨年6月に支部長に就任いたしまして一年が経過いたしました。

この1年間副支部長はじめ幹事の皆様の協力を戴くとともに会員の皆様のご支援、ご協力を賜り支部活動も順調に推移することができました。

平成16年度の事業計画、予算にもとづき会員のための活動をしていく所存でありますので宜しくご協力をお願い申し上げます。

1.電子申告への対応

今月より「国税電子申告、電子納税」が実施されます。

支部会員の皆様も日税連のICカードの取得、税務署への電子申告・納税等の開始届出書の提出をされましたか、顧問先へのIT化の指導と事務所のIT化に対応することが急務であります。

2.商法改正への対応

6月3日支部長会で、法務省から提示された「会社法制現代化に関する方針について」の内容が明らかになりました。

- ①株式会社と有限会社を株式会社に一本化する。
- ②株式会社の最低資本金規制は撤廃する。
- ③一円会社も可能とする。
- ④税理士と公認会計士を活用した新しい「会計参与」の仕組みを会社法に導入する。経営者と一体となって財務諸表を作ることを認める方向を打ち出しました。

来年の通常国会で改正を目指すとのことです。

終わりにこれからも支部運営に全力であたりますので会員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

会計参与（仮称）制度について

株式会社について、新たに以下のような会計参与（仮称）制度を設けることとしてはどうか、法務省から提示された。

(1)会計参与の資格

会計参与は、税理士（税理士法人を含む）、公認会計士（監査法人を含む）でなければならないものとする。

(2)兼任禁止

会計参与は、会社又は子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人又は支配人その他の使用人を兼ねることができないものとする。

（注）会計監査人と会計参与とが併存することは妨げられないものとする。

(3)選任方法等

株主総会で選任し、任期、報酬等については取締役と同様の規律に従うものとする。

(4)選任の任意性等

①会計参与の選任は、原則として任意とし、すべての種類、規模の株式会社において選任することができるものとする。

②譲渡制限会社（大会社を除く）のうち取締役会を設置する会社においては会計参与を選任することにより監査役の設置を省略することができるものとする。

(5)会計参与の職務等

①計算書類作成

会計参与は、取締役、執行役と共同して計算書類を作成するものとする。

②株主総会における説明義務

会計参与は、株主総会において、自己が作成した計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければならないものとする。

③計算書類の保存

会計参与は、計算書類を5年間保存しなければならないものとする。

④計算書類の開示

株主及び会社の債権者は会計参与に対して、いつでも計算書類の閲覧等を請求することができるものとする。

(6)会計参与の責任

会計参与がその任務を怠ったときの責任については、社外取締役の場合と同様とするものとする。

（注）対会社責任については、代表訴訟の対象となり報酬の2年分を限度に責任を免除することができる。事前の責任軽減契約が認められるものとする。以上が6月3日の支部長会で報告がありました。



法人の役員又は使用人による 背任・横領等の行為の法人税法上の取扱い

野原 武夫

1 はじめに

昨今のニュースにおいては、金融機関の職員が顧客の定期預金を着服して懲戒解雇となった、あるいは新聞社員が広告売上金を着服して懲戒解雇となった、また郵便局の外務職員が業務横領容疑で地検に送検された等不祥事が新聞紙上を賑わしています。

法人が受ける損害については、第三者による窃盗等の不法行為の場合あるいはその法人の役員又は使用人による背任・横領等の行為の場合等、様々な形で発生しています。

このような行為により発生した損害については、法人税法上の問題として、①損害賠償請求権の収益計上時期、②損害賠償請求権の損金計上事由（回収不能等）と損金計上時期、③過少申告加算税又は重加算税の賦課決定等が考えられます。

また、売上代金等の横領等の場合、法人の商行為の結果得た収益金の横領なのか、棚卸商品等の詐取なのか、すなわち横領の元となった行為が法人の行為か役員又は使用人の行為なのかという事実認定の問題が前提として存在しています。

これらの問題点について、税務調査においてはトラブルも多くケースバイケースによって個々に判断処理されているのが現状ではないかと思われます。

そこで、このような法人税法上の問題について、判例及び裁決等を参考にしながら私見を交え整理検討してみたいと思います。皆様の執務の参考になれば幸いです。

2 損害賠償請求権の収益上時期について

損害賠償請求権の収益計上時期については、法人税基本通達に取扱いがあり、それによると他の者から支払を受ける損害賠償金については、実際にその支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入することが認められており、現金主義による収益計上が認められています（法基通2-1-37）。

すなわち、損害賠償金といえど原則として支払

を受けることが確定した時の収益となるのですが、この取扱いにより法人が実際に支払を受けた時点で収益計上することとしているときは、税務上もこれを認めることとされたもので弾力的な取扱いが図られているのです。

ただし、その法人の役員又は使用人の背任・横領等による不当利得の返還請求権又は損害賠償請求権については、直接にはこの取扱いの対象とはならないこととされています。

そのため法人の役員又は使用人の背任・横領等により法人に損害が生じた時にその損害の額を損金に計上するとともに原則としては、その損害の額に相当する損害賠償請求権の額を益金の額に算入することとなります。例えば法人の使用人が架空外注費を計上して金銭を着服していた場合、法人にとって損害が生じた部分は既に外注費として損金となっているわけですが、一方でこの損金の額に相当する額を損害賠償請求権として益金計上（未収入金等）しなければならないということになります。

（参考）プレス加工業を営む同族会社が従業員と下請加工業者と共謀して外注加工費計上により横領された金員については、詐取した事実を知らなかったため経理を修正することはできなかったのであるから損害賠償請求権が確定した年度において一括雑収入に計上すべきだとする不服申立てに対し、その横領された年度に益金算入すべきとした裁決（昭和54.12.12）。

3 損害賠償請求権の回収不能等に伴う損失の計上時期について

前述のとおり、役員又は従業員等以外の第三者の不法行為等の場合は、不法行為等に係る損失の損金算入の時期にかかわらず、当該不法行為者等に対する損害賠償請求権については、実際に回収が行なわれた時等、その回収が確実となった事業年度の益金の額に算入する処理が認められています。

一方、役員又は従業員等の不法行為等の場合は、原則として、不法行為等に係る損失の損金算入と同時に損害賠償請求権の発生に係る収益を認識することとなるものと思われます（最判、昭和43.10.17.大阪高裁判決、平成13.7.26）。

そして、当該損害賠償請求権の収益計上に伴う未収入金については、後日、その回収不能が明らかとなった事業年度において、貸倒損失等として損金算入することとなります（役員又は従業員等の横領等の不法行為等が行われた事業年度と同一事業年度において、その役員又は従業員の死亡や失踪の事実により、既に回収不能と認められるときは、横領等事業年度において、当該横領等に係る損失のみが計上されることとなります。）。

なお、役員又は従業員等の不法行為等に係る損失に対して法人が損害賠償請求を行なわなかった場合には、原則として、その損害賠償請求権の放棄がなされたと認められる時に、当該役員又は従業員等に対する損害賠償請求権相当額の給与の支出があったものとして取り扱われると考えられます。

判例等に基づく考え方は以上のとおりですが、実務的には、不法行為者が役員か従業員か、従業員の場合、法人の重要業務を担う者か末端の従事者かなどにより、第三者の不法行為等と同様な処理が認められる余地もあるかと思われます。

ただし、後で述べる大阪高裁判決の事例のように、従業員に法人の重要行為の一部を任せ切りにし、また、その不法行為につき法人が容易に知りえる状況にあったにもかかわらず、管理を怠ったために結果として、法人が過少な申告を行なう結果となったような場合には、少なくとも、上記判例等の考え方のような厳しい認定が行なわれることも覚悟すべきでしょう。

4 従業員の横領等にかかる重加算税の適用の可能性について

役員又は従業員の行なった背任・横領等の行為が法人の過少申告を招来する結果となっている場合には、税務上、法人の行為と認定されますと法人自身が不正計算を行なったこととなりますので、重加算税の適用の問題が生じます。

法人の預金を無断で流用されたような場合は、その流用段階では法人所得に影響は生じていませんから、重加算税の議論は不要ですが、例えば売

上代金を横領しその売上にかかる収入が法人所得から除外されている場合や、架空外注費を計上しこの外注費の支払に仮装して横領が行なわれている場合には、除外売上や架空外注費は、当然法人の所得の益金算入、あるいは損金不算入として処理すべきものですから、当該不正行為が法人の行為と認定されるかどうかは極めて重要な問題となるわけです。

ただし、背任・横領等の行為者が法人の役員の場合は、一般的に法人の経営に従事している者と推認されますので、法人自身が不正加算を行なったと認定されてもやむを得ないことになります。

したがって、当該横領等にかかる資金使途につき、法人側として、当然に法人の損金となるべきものであることの挙証ができない限り、使途不明金あるいは後に述べます使途秘匿金として、重加算税が適用される可能性が高いといえます。

では、横領等の行為者が従業員の場合はどうかといいますと、通常は、職制上、法人の重要な業務に従事していたかどうかが判断基準とされているようですが、次の判例のような事例もありますので、注意していただきたいと思います（大阪高裁判決、平成13.7.26）。

事案は、パチンコ店やゲームセンターを営む法人において、法人の経営者とは同族関係にない従業員が日々の売上金を除外記帳し、着服していたもので、税務調査において初めて不正行為が発覚しました。法人の経営陣は、日々の売上管理、記帳について同人に任せ切りで、夜間金庫の残高と帳簿残高を照合すれば、不正に容易に気がつくものであったにもかかわらず、それすらも行なっていなかったというもので、当局が売上除外を指摘し、重加算税を賦課したことが争いとなったものです。

そこで判決ですが、まず、最高裁判決（昭和62年5月8日判決）を引用し、国税通則法第68条（重加算税）の趣旨は、加算税を課すべき過少申告行為が課税要件事実の仮装・隠ぺいという手段で行われた場合に、違反者に行政上の制裁として重加算税を賦課することにより、申告納税制度の適正円滑な運営を図ろうとする法技術上の制度であるから、納税者において仮装・隠ぺいした事実に基づき申告するという認識を要さず、結果として過少申告の事実があれば足りるものと解されるとし、

判決事件の法人は、横領行為者である従業員に重要な経理帳簿の作成等を任せ切りにし、納税の際にも同人が作成した経理帳簿等に基づき作成された総勘定元帳や決算書類等で申告を行なったところ、これらの経理帳簿等に虚偽の記載が存在したため、客観的にみて、当該法人が仮装・隠ぺいに基づく申告をなしたことになるのであるから、重加算税の賦課要件を満たしているとしています。

また、当該法人の内部的な問題から、結果的に当該法人が仮装・隠ぺいを手段とした過少申告を犯して適正な徴税を妨げている以上、これに重加算税を課して申告納税制度の円滑・適正な運営を図ることも合理性があり、実質的にも不当であるとはいえないと判示しています。

なお、重加算税賦課の妥当性について、この判決の一審判決では、従業員を自己の手足として経済活動を行なっている法人においては、仮装・隠ぺい行為が代表者の知らない間に従業員によって行なわれた場合であっても、原則として、法人自身が右行為を行なったものとして重加算税を賦課することができるというべきであるとし、当該従業員は、決算書や確定申告書に関わる帳簿・資料の作成を任されていた主要な経理課員であって、その仮装・隠ぺい行為は容易に発見できるものであったにもかかわらず、法人は、同人に経理を任せ切りにして、何らの管理・監督もしないまま放置してきたものであると事実認定した上で、法人に対して重加算税を賦課することは適法というべきであると判示しています。

5 使途秘匿金としての処分について

法人が受ける損害賠償については、法人の役員又は使用人が行った背任・横領等の行為が法人の行為として認められた場合は、法人の行為として損害額の使途を追及していかなくてはなりません。

使途に応じて交際費、使途秘匿金又はその他の費用等に区分されていくことになりましたが、一般的に背任・横領等の事実を知ったときは行為後数年を経ているところから証票書類がないのが現状であると思われます。

その結果、使途が明らかではないとして使途秘匿金の40%課税がなされることになるのか、どうかです。

使途秘匿金課税の概要については、次のとおりです。

法人が使途秘匿金の支出を行った場合には、平成6年4月1日から法人の使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税額に加え、40%の法人税を別途課税されます（措法62①）。

趣旨は企業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するために、政策的に追加的な税負担を求めるという趣旨です。その意味で相手先の脱税を抑制するためのものではなく、また、真実の所得者に対する代替課税として行うものでもありません。

使途秘匿金の支出の定義は、法人がした金銭の支出のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名等（①氏名又は名称及び②住所又は所在地並びに③その事由をいいます。）を当該法人の帳簿書類に記載していないものとされています（措法62②）。

使途秘匿金の支出の定義の留意点は、次のとおりです。

- ①「金銭の支出」には、贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しも含まれますが、サービスの提供は金銭の支出には含まれません。
- ②「支出」とは、「金銭を支払うこと」あるいは「金銭、物品その他の財産上の利益を供与または交付すること」をいいます。なお、金銭以外の資産については、「贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡し」をもって「金銭の支出」と同様に扱います。
- ③相手先の氏名等が帳簿書類に記載されていない支出であっても、「資産の譲受けその他取引の対価の支払いとしてされたもの」が明らかなものについては、使途秘匿金には含まないものとされています。

次に「相当の理由」については、相手先の氏名等が帳簿書類に記載されていなくても、記載されていないことが相手方の氏名等を秘匿するためのものではないと認めるときは、相当の理由があるものとして使途秘匿金から除かれます。

相当の理由がどのようなものかは法令上特に明文の規定はありませんので、制度の趣旨と社会通念に基づいて判断せざるを得ませんが、次のようなものは相当の理由があることとなります。

イ 不特定多数の者との取引のように取引の性格上、相手先の住所・氏名まで判らないもの

ロ 小口の金品の贈与等のように相手先の住所・氏名を帳簿に記載しないことが通例となっている支出・・・多数の者へのカレンダー・手帳等の広告宣伝用物品等の贈与、チップ等の小口謝金

ハ 災害等による帳簿書類の紛失

つまり、相手先の氏名等を秘匿するためでないと認めるときは使途秘匿金に該当しないので、使途秘匿金は法人が意図的に相手先の氏名等を秘匿しているものに限られると考えられます。

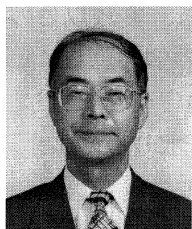
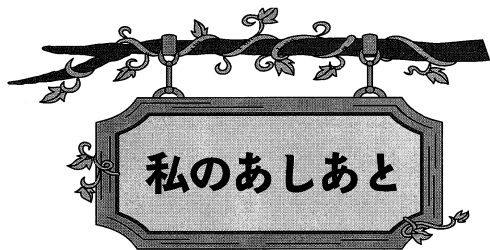
したがって、法人の役員又は使用人が行った背任・横領等の行為によりその使途を追及した際に安易に使途秘匿金課税を行うのは相当ではなく、課税の趣旨である意図的に企業が相手先を秘匿するような支出（公正な取引を阻害する違法ないし不当な支出）に限られると考えられ

ます。

よって使途秘匿金としての支出は、比較的に多額の金員の支出で支出先も特定な者に対してなされる支出が想定されるのではないかと考えられ、使途が明らかではないことをもって直ちに使途秘匿金課税を行うのは適正な処理とはいえないと思われる。

最後に法人が受ける損害について、特に法人の役員又は使用人による背任・横領等の行為に係る問題では、重加算税対象となるかどうかと使途秘匿金課税に当たるかどうかが常に税務当局とトラブルとなっていると思います。

これらの問題は、事実認定に係るところが大であり、課税当局と納税者の間に立つ税理士の立場としては、税務の専門家として独立した公正な立場で対応していかなければならないので、互いに誠実さをもって対応することが望まれます。



誠心誠意

鈴木 毅

私は、平成12年8月に税理士事務所を開くまで国税の職場に39年余在籍していました。この間、1都3県の税務署並びに東京国税局のいろいろな部署を歩くことで、様々な経験をさせてもらい、今振り返っても国税の職場、組織は、私の人生の指針を形成する道場であったとつくづく思い至ります。そして、その基礎を作る場であったのが、国税庁税務講習所の研修生活であったと思います。

当時、自分が入所した講習所は千代田区代官町にある元は近衛兵舎であったもので、現在では日本武道館や美術館が立ち並ぶ一角にありました。その敷地内にある寮で全研修生が一室に4～5人で寝食を共にし、お互いが様々な意見を交換したり

勉強を教えあったり等々、とにかく夢中で過ごした1年間でした。また、娛樂らしいものがない千葉の田舎から出てきた自分にとって、勉強の合間にいく映画館やぶらぶら歩いた東京の町並み、それら全てが講習所生活を彩るかけがえのない懐かしい思い出となっております。

講習所の各先生方を忘れられないのはもちろんですが、なかでも講習所構内に住まいされていた舎監のY先生は、静かな口調ではあるが、信念を持って「誤りなき道を歩むように」と機会あるごとに話されていました。当時税務職員が汚職で逮捕される事件があったことに鑑み、税務職員はともて誘惑の多い立場にあること、その誘惑に負けない信頼される職員になるよう、確かな心を持つように勉強してください。と高潔な姿勢というものを説いておられました。

講習所での身分はいわば給与をいただきながらの学生生活であり、この研修生活も修了して一線の仕事に就く頃には、自分はこの様々な勉強や体験をさせてもらった事への恩返しのつもりで働くことを、講習所での先生方の教えを支えとして、税務の職に携わることを心に誓いました。

税務署の徴収課にいたときは、滞納処分で家庭にあるテレビのチャンネル（その当時は白黒のダイヤル式であった）を封印することとなり、職務

に忠実であろうとするならば、冷静に遂行するところですが、作業中、背中に当たる子供の眼が刺さってくる様な思いを受け、我知らず手が震えた事もありました。

様々な小さな失敗は、今でもありありと思います。例えば会議資料作成の際の校正ミス、ページの抜けなど、赤面する事もしばしばでしたが、これらの凡ミスも、基本を疎かにしないといった意識を持つことにより、確実な仕事をしていく心構えを養った気がいたします。

査察官は、令状によって強制的に搜索ができる訳ですが、しかし、連日頑として口を開かない人が「毎日こんなに夜遅くまで国税局もよくやるね。公務員でもこんなに仕事をするんだ。」と呟いて動機などを話し出してくれて、それまで流れ出ていた汗もスッと引いた事があります。

どんな場でも、ひとりの人間として、信念を持ち、誠意で臨むことが何よりも大切なのではないかと思いました。不器用でも、誠の心を生涯のモットーとして、日々生活していきたいと思っています。

私の履歴書

木下 純一

東京税理士会日本橋支部より広報、にほんばしの連載テーマ私のあしあとの寄稿を依頼されました。

まだ54歳の私が書くのは早いと断りましたが日本橋支部の顔の見える人の原稿が良いということで今回原稿を書くことにしました。ただ私の過去を書くについては私の父のことに触れざるを得ないこと、こういう機会は、二度と無いと思って長くなる事を広報部に了解の元、筆を執ります。

昭和46年3月27日

20歳で学生だった私は春休みの中自動車の陸送のアルバイトに世田谷の営業所に自家用車で行っておりました。そこから水道橋の営業所に車を運んだ時、その所長からすぐに家へ帰るように言われました。その訳は私の父が死んだ？からと。

そんな馬鹿な！ だって夕べ珍しく早く帰った父に「おやすみ」と言っただけなのに！

その言葉を信じられないまま車で家へいそぎま

した。その日は、三月の春うららの太陽が明るい穏やかな日でした。

景色も、家の近所も昨日と何の変わりも無い様子でした。父の死を示す様な兆候は何もありませんでした。

しかし、家に入ると普段誰もいない家に何人かの人がおり父の寝室の布団の中に冷たくなった父が横たわっていました。

突然の父の死を受け入れられずその当時は、飲めなかったお酒を飲んで眠れない夜を過ごしました。

次の日から父の葬儀の準備が始まりました。大勢の人が忙しく動き、葬儀の日には引切り無しに弔問客が訪れました。「私の父は、どんな人なんだろう」

私の父 木下一平

私の父は、明治41年10月に新潟県で生まれました。その後太平洋戦争の前は、四谷で税務代理士をしていたそうです。戦争でフィリピンへ行き、戦後帰ってきて、私が昭和24年生まれました。

戦後の忘れた頃の長男の誕生を喜んでいたようですが、家には、あまり居ませんでした。私の小学生の頃も、私立の学校に行っているため、朝の7時に家を出る私。夜、遅くゆっくり起きる父！すれ違いで一緒に時を過ごすのは、日曜日しかありませんでした。

父と良く話をする様になったのは、父がゴルフを始めた後です。

私が14歳の頃から年に1、2回ゴルフをする様になりました。(何年ゴルフやってんだ！下手糞) 日本橋支部のN君の声

そんな、こんなで父の仕事が何か、毎日忙しくて何をしているのか私が高校生になるまで知りませんでした。

高校生になると、おぼろげながら父の仕事が何か分かってきましたが、父の後を継ぐことは考えていませんでした。

私の生涯を決めたのは、ある会合で私が密かに思いを寄せていた女性に「将来、公認会計士になろうと思う。」とたいした意味も無く言ったときその彼女が「良いお仕事ね」と言った一言でした。

漠然としか自分の将来を考えていなかった私に父の死は否応なしに将来の方向を決めるように迫ってきました。

その頃の本橋会計事務所は、和文タイピスト、車の運転手を含め20人程の事務所、私が跡を継ぐかどうかで、事務所の存続、従業員の生活保障等の問題を決めなくてはならなくなりました。

そこで、私は、跡を継ぐべく努力することを決めました。でもそのためには、税理士試験に合格する必要があります。私としても私の人生があります。あと5年の内に合格出来ない時は私に適性が無いとあきらめて欲しい旨を伝えて了解を得ました。

その間、日本橋支部の当時の役員の方々が尽力して下さり、事務所存続のための人的援助をして頂きました。

父が死んで一番喜んだのは、その時かもしれません。

受験時代

その頃の私は、普通の私立学校「自由学園」に在学していました。そこでは、簿記の簿の字も勉強していませんでしたし、各種学校のため税理士試験の受験資格も無いし公認会計士試験の一次試験は難しいし、で、富士短期大学の二部に入学し試験に備えました。

簿記は、高田馬場の税経学院で、三級から勉強しました。

富士短期大学を卒業し税理士試験を受験しました。

その前に、私はとても好きな人が出来まして受験前に結婚しました。周りの人は、試験を受からないうちにと批判した人もいましたが、我慢出来なかったのです。

そんななか、28歳の12月、税理士試験の合格通知が来ました。妻と共に勤めていた旅行会社を退職し税理士登録をしました。苦労を掛けた周りの人たちに、特に妻へは感謝の仕度も有りません。

一応の義務が終了しましたが30歳までは勉強したいと思っていたのでそれから公認会計士試験を受ける決意をしました。

翌年には、長男も生まれ妻と子育てに励みながらも公認会計士試験に合格することが出来ました。

日本橋支部との関わり

私の税理士開業と共に日本橋支部とは切っても切れない関係にありました。開業に至るまでの支援その後の税理士稼業の節々で。

その最初は野球部への参加でした。その頃の日

本橋支部は、一回戦で敗退する野球チームでした。そのチームが税理士会の野球大会で優勝したことは、素晴らしいことでした。日本橋支部の野球部は、和気藹々、チームワークの力で優勝したのです。それは、都立の高校が、PL学園に勝って優勝したようなものでした。

そう言う日本橋支部が大好きです。

仕事の面では、日本橋支部との関わりには、いつも父の影がついてまわりました。

まだ今のようにコンピュータ会計が普及していない頃、野村證券の関係会社を通じて会計業務の合理化を図っていたこと、税務調査の立会い時に父との関わりを伝えられた事など。

今、私はお世話になった日本橋支部に微力ですがお返し出来ていることを感謝しています。

特に去年から本部理事として東京税理士会の活動に直接関わるようになり自分の業務を超えた税理士業界の問題を身近に感じ、考えることになり税理士としての社会に対する責任も感じています。

今、本部理事として研修部の担当をしています。税理士の損害賠償も増えるなか、税理士の職務水準を維持するためにも研修は必須のこととされます。今後、研修は義務化の方向に向ってゆきます。研修の重要性を皆さんも認識して欲しいと思います。

また税理士、弁護士、公認会計士の業際問題も今後の課題です。税理士で公認会計士の私でないと出来ない事が有るのではないかと自負しています。私の存立基盤は、税理士ということを実感し励んでいきたいと思っています。

毎年新年号に、年男、年女が所信を掲載しています。私も48歳の時に寄稿し、その中で次も寄稿出来るかなと書きましたが、その時期も後5年になりました。5年は長い期間ですが、何とか書けそうになりました。頑張って60歳の新年号に寄稿したいと思っています。

父を超えることは難しいことが多いのですが、父の冥年を超えることを目指したいです。(ゴルフの腕は、すでに越えました。はい 父は、ゴルフは好きでしたがうまくは無かったです。ゴルフの下手は、家系かも?)

今年の5月に、長男が結婚しました。今後は、孫を相手に老後を過ごしたいと思いますが、許され

るなら後25年？は、現役でいたいと思います。

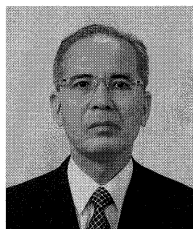
締めくくりにあたり、今まで父の時から今まで木下を陰で支えてくれた日本橋支部の方々、その多くの方は、既に物故されましたが、それらの方々に深く、感謝と御礼を申し上げて筆を置きたいとおもいます。ありがとうございました。

今後とも、よろしく願います。



平成16年5月1日 長男のお嫁さんとのツーショット

随 筆



そろばん

藤山清春

ベトナムに行ったときのことである。鳥インフルエンザが猛威を振るった影響で、夫婦二人だけのツアーになってしまった。ホーチミンから空路で約1時間ほど南下したアナ・マンダラでは、ガイドは、日本語は挨拶程度しかしゃべれないとあって、身振り手振りの珍道中となった。背が低く童顔なので高校生かなと思ったら26歳だそう。

小さな舟で川を遡り、椰子の木に囲まれた狭い平地に上陸した。そこからはロバが引く小さな馬車だった。天井に何度も頭をぶつけながらデコボコ道を20分ほど走り、ある民家に案内された。

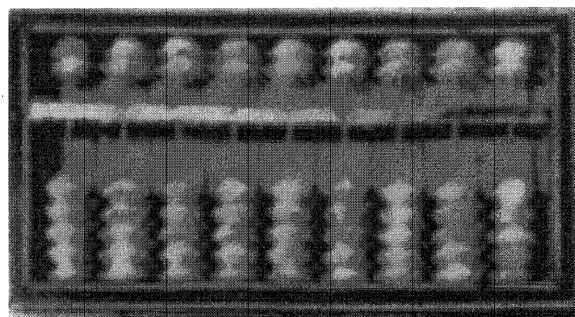
薄暗い土間に眼が慣れ祭壇まで進むと、真っ黒い物体が眼に飛び込んできた。なんと、ずいぶん大きな「そろばん」ではないか。全体が木製のようだ。玉は丸く、五玉が2個一玉が5個ある。

昔、八百屋のおやじさんが使っていたそろばんに似ているが、あれはこの半分くらいの大きさで、丸玉ではなく、五玉は1個だったと思う。

こんな僻地でそろばんを発見したのは意外だった。ガイドは初めて見たもので知らないと言った。

帰国後調べてみたら、大きさはともかく体裁から判断すると、どうも中国製のようだ。

日本最古のそろばんは、約400年前に加賀の前



田利家という大名が陣中で使った「陣中そろばん」といわれ、大きさは手のひらサイズで、桁が銅線、玉が獣の骨で出来ているそうだ。実用向きというよりは趣味で作ったものと思われる。

中国の「日本風土記（1,570年代）」には、「そろばん」を「そおはん」と紹介されているそうだが、発音がそのように聞こえたのだろう。

ガイドに、日本では「そろばん」という計算機だと説明したが、何度も聞き返された。そこで、五玉の上の玉1個と一玉の下の玉1個を無視して、1から10まで声を出しながら盤面で加算の操作をして見せた。そうすると、大変な興味を示し、もっと大きな数字でも計算できるのかと尋ねられた。何桁でも大丈夫だ乗算も除算もできると答えると、4桁の読上算をやろうということになった。

大きな玉と鈍い動きに苦戦を強いられたが、何とかスピードに追いつき盤面の答を読み上げた。そうすると、ガイドは両手を広げて「信じられない。まるで魔法の器械だ」と言った。

魔法の器械といえば、小学生のころ隣に住んでいたそろばん塾の先生のことが思い出される。先

生と歩きながらの読上暗算や、踏み切りで通過する列車の車体番号の見取暗算をさせられた経験がある。その当時は、先生の頭の中には魔法の道具が入っていると信じていたが、あの先生は健在だろうか。今度帰郷した時に尋ねてみようと思う。

帰国後、妻から近所の子供にそろばんを教えたらどうかと勧められた。ボランティアは良いが、毎日まじめに帰宅できるかな。目下思案中である。



感謝の50年

高田比佐雄

昭和28年生まれの私も本年で50歳を越えてしまい、今やどんな分野でも率先して動かなければならない歳になってきました。

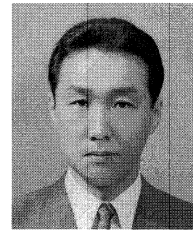
振り返れば高校、大学時代と寝たきりの親を抱え、ほとんどの時間はその入院費を稼ぐ時間に費やされ学業に費やす時間のない中、国から奨学金を借りての7年間でした。しかし当時の友人の励ましや兄弟の団結で、大学まで卒業できたことを今になっては、感謝せずにはいられません。大学を卒業した昭和51年(当時既に両親は他界している)、学校は出たものの就職活動を全くしなかった私は税理士試験という科目合格制を採用している試験を知り、税理士事務所へ勤務しながら試験勉強を開始しました。その当時の私にとっては最適の試験制度であり、その制度自体に感謝しつつ4年間で合格することができたのもつい先日のように記憶に甦ってまいります。当時勤務していた三好先生の計らいで、昭和57年私が29歳の時に独立開業をさせて頂き、これまで受けた様々な思いを糧に今度は私自身社会へ貢献できる人材へと成長しようと、税理士業務を根本に常に自分自身何ができるのかを自問自答しながらがむしゃらに生きてきたのが独立開業後の22年間です。

この22年間様々なクライアントとの出会いがあり、その間にはいわゆるバブル時代もあった訳ですが、一番感謝しているのがそのほとんどの方が私に重要な判断を求めて接してくれた事です。もとより力も実績もない私がそれに応える為には、それこそ税理士受験の時よりも一層勉学に励んで

いかなければならず、はからずも独立開業後が一番勉強しているのが現状です。

税理士として開業していなかったらそんな勉強をする機会にも恵まれなかったし、こんな充実した日々を過せることもなかったと思い、今更ながらこの職業を選択してよかったと感謝せずにはいられません。

今、私にとって大事なものは自分を成長させてくれている税理士という職業と、クライアントの方々、そして感謝の気持ちを忘れないという気持です。平成16年も正直いって我々の関与するクライアントの方々にとって素晴らしい年かどうかわかりませんが、必ず勝てるという前向きな楽観主義で夢をもてる年にしようと微力ながら頑張ってまいります。



松代紀行

——親孝行できたかな——

福本光男

「長野市松代」。何人の方がこの地名をご存じでしょうか。どのような町か、何があった町か、あるいは何か事件でもあった町か？そう思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。

昭和56年に国指定史跡の指定を受けて以来、城址の発掘や古絵図、文献などの調査を経て、今年4月に松代城の復元工事が終わり公開されたことで注目を集めている小さな町です。

私の母方の祖母の実家が信州上田の真田家の家臣の筋ということから「是非訪れてみたい」との母の強い願いで、両親を連れて小旅行に出かけました。両親は約30年前にこの町を、私は子供達を連れて18年前にこの地にある地震研究所を訪れています。その頃とどのように変わっているか楽しみな旅になりそうです。

ところで、冒頭の「どのような町か」についてですが皆さんは何か思い当たりますか？

- ①武田氏から真田氏へと数々の戦国大名が入城した松代藩真田10万石の城下町
- ②第二次大戦の末期、旧日本軍が本土決戦に備えて極秘裏に天皇と大本営、政府機関などを避難移

転させようとし、地下壕を掘った場所

③この地下壕を利用した東大地震研究所

④幕末の先覚者、佐久間象山の生誕地

⑤戦後間もなくの頃しばらくの間地震が続いた町

これらの一つでも思い浮べられれば歴史に強い方かもしれませんね。両親を連れゆっくり歩き巡った、復活した古都松代の町にご案内しましょう。

長野電鉄松代駅の前に立ち、周りを見回したところ大きな建物もなく、目につくのは池田満寿夫美術館と線路を隔てた松代城址です。共に以前に訪れたときには無かったものです。

松代城は、文献によると戦国時代北信濃を制圧するため、甲斐の武田信玄が築いた海津城であると言われている。築城年代については確かな資料は残っていないそうである（真田宝物館ガイドボランティアの話）が、通説では1560年には完成していたという。

東西南の三方を山に囲まれ、往時は本丸のすぐ脇まで千曲川が流れていた。自然の要害としては素晴らしい立地で、河岸の葦野原に隠れるように平城（天守閣を持たない）が建っていた。それまでの戦国大名の城は一般的に山城であったが、以後の平城築城の先駆けとなった城だという。川中島の合戦では信玄の本陣となり、武田氏滅亡の後には城主が次々と代わり城の名も変っていったという。当時、武田氏に仕え川中島の合戦では上杉軍と戦い戦功を上げ、その後戦国武将として名を馳せた真田一族は信濃国小県郡真田町（上田市の東北東7km程の所）を発祥の地とし、信州上田に城を築き本拠としていた。真田昌幸、二男信繁（幸村）親子は関ヶ原の戦の際、上田城で徳川軍を蹴散らし、そのため徳川秀忠の軍勢は関ヶ原に進めなかったという。真田十勇士の逸話が物語るころである。しかし、幸村は大阪夏の陣で討ち死に、昌幸の嫡男で幸村の兄である信之が真田家を継ぐ事になった。家康の死後、真田家を恐れる二代将軍秀忠が信之を北国街道、中山道に続く要所上田から松代へ移封（1622）信濃最大の藩、真田10万石の城下町となったのである。以後、明治維新までの約250年間松代で武家文化を育むことになり、真田家三代幸道が城主になった（1711）年に幕府の命により松代城となった。

幕府が真田家の勢力を依然警戒していた様子が様々な文献から読み取れる。例えば復元された松

代城は、10万石の大名の居城としては非常に規模が小さい。それは幕府が権力の象徴である城の拡張を認めなかったからである。しかも、松代藩の富裕を恐れ、1707年の富士山噴火による被災地の普請や善光寺の再建など数々の夫役を命じ藩の財政を窮迫させていた。その事を裏付けるように当時の姿を留める「旧横田家住宅」は、150石の中級家臣の武家屋敷ながら敷地には庭より広い自給自足の畑があり、一角には大きな池が掘られ鯉を養殖していた。これは武士の嗜みとしての庭と鑑賞用鯉を愛でるものではなく、少しでも家計の足しとの考えからであったようだ。「たそがれ清兵衛」に見られるような下級武士の生活ではないにしろ、当時の慎ましやかな武士の生活が伺えるところである。

私の記憶にも祖母の実家は残っており、木造平屋の玄関を入ると大きな土間が有り、勝手口から出た庭の一角に敷地の側を流れる小川から水を引き込み池があったのを思い出します。

白壁にそってかつての武家屋敷町を歩き、旧松代藩の文武学校に立ち寄った。松代藩は文武を重んじる風潮が強かったようである。八代幸貫は、佐久間象山などの意見で水戸の弘道館を見習い、藩士の子弟に文武両面を習得させるため開設したものだという。ほぼ建学当時の藩校の姿を残しており、国指定史跡だが現在でも隣接の松代小学校の国語、歴史などの授業を行なっているという。当日も、県下の小学生の剣道の大会が行なわれていた。広い道場にちびっ子剣士達が佇まいを正し、じっと他人の試合を見つめている姿はテレビに出てくる道場のシーンそのものであった。弓道場、学問所もそして建物と建物の間の道幅も映画のセットのようである。

真田家の菩提寺「長国寺」は初代藩主、信之が上田から移したもので相次ぐ火災や千曲川の氾濫により本堂などは破損し、現在の建物は明治19年に再建された。難を逃れた真田家お霊屋は国指定重要文化財で、信之のお霊屋は松代藩が携わった日光東照宮の建築技術を駆使した華麗なもので、破風に飾られた鶴の彫刻は、左甚五郎作。お霊屋内の天井画は狩野探幽の作である。母の話だと破風の鶴の足には鎖が付いていたとの事、きっとあまりの出来に生きて飛んでいってしまうと思ったのでしょうか。ガイドの話では「解体修理したと

きを取られたのかも」と笑っていました。お霊屋の奥に真田家12代の墓所がある。ところが、ここには墓石は10基だけで平らな石に二人の武将の戒名が刻まれている。徳川家に弓を引いた昌幸、幸村親子の物である。真田家は先にもふれたが父昌幸、二男信繁（幸村）と嫡男信之が東軍西軍に袂を分かち戦った。信之の正室は家康の養女（本田家の娘）であり、何とかして生き延びようとの戦国大名の悲哀を感じさせるものである。他に12代真田幸治氏が、代々伝わる家宝を旧松代町に寄付して出来た真田宝物館、旧真田邸、佐久間象山を奉った象山神社、象山記念館等々、見所は多数有るが、どこを歩いても戦災を免れた町並みには城下町としての華美なところはなく、質素な雰囲気、の漂う質実剛健な気風そのままの空気にふれ、史跡や名刹など武家文化を堪能できる素晴らしい町である。どこへ行っても土産物店らしき店も見当たらない、町の姿勢も俗化した観光地を目指して



いない。国指定文化財の旧真田邸なども茶会に利用することも可能だ。

一般的な観光と一味違った視点で見られるそんな旅でした。そしてお昼に戴いた信州名物の蕎麦と味噌味の長芋のトロロは格別の旅の味わいでした。親孝行の旅が出来たかどうか、帰りの車の中では両親が軽い寝息を立てていました。

各部だより

〔総務部〕

支部幹事会報告（主要事項）

第7回幹事会

日時：1月19日（月）16時～17時

1. 決議事項

- (1)八団体合同賀詞交歓会（1/27（火）16：00明治座センターホール）—34名出席
- (2)税理士賠償保険に関する日本税理士会連合会監修「税賠事故例とその予防策」の書籍の案内（書店での販売無し）を支部会員へ郵送する事について

第8回幹事会

日時：2月13日（金）10時30分～12時

1. 決議事項

- (1)本年度各種相談担当者慰労の方法
日時：平成16年3月19日（金）午後6時
場所：宇廻丸
- (2)確定申告無料相談会場の案内広告等の設置方策
①三原堂 ②ペローチェ ③税務署 ④その他
適当な場所の検討
人形町交差点は中央区の承認得られず

- (3)「支部規則」及び「支部役員選挙規則」の検討の件

第9回幹事会

日時：3月19日（金）16時30分～18時

1. 決議事項

- (1)確定申告及び各種無料相談慰労会進行打ち合わせの件
- (2)定期総会開催の件
6月22日（火）16：00～明治座センターホール
懇親会費4千円から7千円へアップ
- (3)日本橋支部規則、日本橋支部役員選挙規則の制定の件
 - ①副支部長と部長に職務を分ける
 - ②日本橋支部規則を標準支部規則に近づける
 - ③直接選挙は支部長、幹事及び監事とする
 - ④投票方法は、直接投票及び郵送投票とする
- (4)顧問相談役開催（4/30（金））の件
- (5)支部役員旅行会の件
7月11日（日）～12日（月）に実施する
- (6)ブロック規則第8条（常会開催について）
「必要に応じて開催することができる」とすること

支部幹事会報告（主要事項）**第10回幹事会**

日時：4月20日（火）10時30分～12時

1. 決議事項

(1)平成15年度・16年度各部事業報告及び事業計画案の検討

(2)平成15年度・16年度支部会計収支報告・予算案の検討

①互助会計への繰入は10%から5%へ変更

②退職積立基金特別会計戻入は、16年度より退職掛金で対応するための特別会計の閉鎖に伴うものである

③15年度・16年度会計収支報告・予算案とも承認された

(3)「支部規則」及び「支部選挙規則」「互助規則」改訂の件

①日本橋支部規則の一部改正

②日本橋支部役員選挙規則の一部改正

③日本橋互助規則の一部改正

(4)日本橋支部細則の一部改正及び制定の件

①支部経理規程の制定

②支部経理規程取扱要領の制定

③事務局庶務規程の制定

④事務局職員就業規程の制定

⑤事務局職員退職金支給規程の制定

⑥電子メールアドレス管理・利用規約の制定

⑦文書及び会計帳簿等の保存に関する取扱細則の制定

⑧交通費支給規程の確認

⑨事務局事務室利用規程の一部改正

⑩日本橋支部ブロック編成取扱規約の一部改正

(5)定期総会（6/22（火））当日の分担確認の件

(6)死亡した会費未納者等の支部会費債権の取扱
死亡他の3名の会員の未納額について、東京会

経理規程により支払免除し、決算報告から省く

(7)支部役員旅行会の行き先は「伊香保」を予定

支部幹事会報告（主要事項）**第11回幹事会**

日時：5月18日（火）10時30分～12時

1. 決議事項

(1)支部会費の自動引き落とし依頼の件

(2)定期総会（6/22（火））当日の分担確認等の件

(3)支部役員推薦委員会運営要綱制定の件

推薦委員は幹事に立候補できることを確認

(4)東京税理士協同組合支所総代改選の件

中島美和 池上悦次 若狭茂雄

（敬称略、順不同）

(5)ブロック別常会の運営の件

連絡網の確立等

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日時：3月24日（水）午前10時30分～12時

場所：日本橋税務署6F会議室

定刻10時30分、太田総務課長が司会者となり開会の挨拶を行ったのち、日本橋税務署の松尾署長が挨拶に立ち、日本橋支部会員に対する税務行政へ理解、協力への謝辞があり、今後ともより一層の協力を要請された。次に日本橋支部の河原支部長が挨拶を行った。

1. 税務署より報告及び要望

(1)個人課税部門

平成15年分所得税の確定申告について相談及び申告件数が報告され、初めての試みである日曜日の開署について3月22日及び29日の来署人数がそれぞれ190名、150名程との報告がなされた。

(2)資産課税部門

平成15年分譲渡所得、贈与税の確定申告について株譲渡による件数が6割、相続時精算課税を選択した件数が1割程との報告がなされた。

(3)法人課税部門

「法人事業概況説明書」が平成16年4月1日以後終了分より様式改正が行われるとの報告がなされた。

(4)総務課

①電子申告について

②関与先名簿・従業員名簿について

③国税職員の募集について

2. 税理士会より各部の活動について

(1)総務部

確定申告無料相談の件数、支部総会について

(2)研修部

電子申告の研修について

(3)広報部

確定申告無料相談の広報活動について

(4)厚生部

署との野球の練習試合などについて

(5)綱紀監察部

証票点検について

(6)渉外対策部

日頃の活動について

次に、質疑応答があり定刻12時に終了した。

第一ブロック連絡協議会報告

平成16年4月1日（木）メルパルク東京郵便貯金会館「ラ・ルミエール」において6支部役員等49名出席のもと下記のとおり行われた。

本年は芝支部が当番支部となっており、各支部の「平成15年度事業計画」を持ち寄り、各支部の事業計画の差異及び各支部各部の事業計画並びに活動状況等を、各支部の担当者ごとに一つのテーブルに集い活発な意見交換が行われた。

[研修部]

《研修会報告》

1. 日本橋税政連・京橋支部共催研修会

日 時：平成16年1月20日(火) 午後1時～午後5時

テーマ①：平成16年税制改正はどうだったか

講 師：上野支部会員 小池敏範氏

テーマ②：小泉改革はどうなるか

講 師：千葉商科大学学長 加藤 寛

会 場：東実健保会館 大ホール

2. 所得税確定申告研修会

日 時：平成16年2月3日(木) 午後2時～午後5時

テーマ：所得税・贈与税確定申告

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 大ホール

3. 京橋支部と共催研修会

日 時：平成16年4月22日(木) 午後1時～午後4時

テーマ：相続税実務 ―業務受託から物納完了まで―

講 師：上野支部会員 木村金蔵会員

場 所：東実健保会館 大ホール

※以上3回とも会場入り口にて書籍の割引販売を実施

[組織部]

2月10日 部長、副部長との会合を開催

①防災対策の組織整備

②常会開催について話し合う

2月19日 組織部会を開催

①防災対策のブロック別連絡網の進捗状況について

②各ブロックの常会の開催についての打合わせ

③「支部規則、支部役員選挙規則、諸規定」の改正について検討

3月16日 臨時執行部会を開催

「支部規則、支部役員選挙規則」の改正について検討

3月19日 幹事会で「支部規則、支部役員選挙規則」の改正について検討

3月22日 顧問、相談役会を開催

「支部規則、支部役員選挙規則」の改正について説明

3月25日 本会の標準支部役員選挙規則の制定に伴う意見交換会に（支部長、総務部長、組織部長）出席する

4月 5日 組織部会を開催

「支部規則、支部役員選挙規則」の改正について検討

5月14日 組織部、班長、副班長会を開催

①各ブロックの相互連絡網について

②各ブロックの常会開催について検討

6月 3日 第1、第2ブロック常会開催

6月 4日 第3、第4、第5ブロック常会開催

[厚生部]

〈野球部〉

1月20日（火）野球部新年会

平成15年の最高出塁率賞を獲得した山科裕紀会員の主催により欧風料理「ラ・コンセルジュ」にて、おいしい料理とワインを楽しみながら、今年1年の健闘を誓い合った。

3月24日（水）

午後3時より税理士会館にて第97回支部対抗野球大会の組合せ抽選会があり、第1戦目の対戦相手は江戸川北支部に決まった。

また、午後6時より第1ブロックリーグのキャプテン会議が行われ、今年は20周年記念として8月初旬に東京ドームで試合を行うことを決定した。

3月26日（金）

春季大会にむけて、鮮やかな白地に赤の細いラインの入った新ユニフォームでの初練習を行った。ピッチングマシンを使った打撃練習と守備練習を行い心地よい汗を流した。

(第97回支部対抗野球大会)

4月6日(火) 第1回戦 江戸川北支部

	1	2	3	4	5	計
江戸川北	0	3	0	2	4	9
日本橋	1	0	0	2	2	5

初回到櫻井選手のヒット、盗塁、敵失で1点を先取したが、2回到四死球で貯めたランナーをヒットで還され3点を失った。4、5回もエース渡辺選手が四球がらみで失点し、4回の大澤選手、渡辺選手の連続3塁打、5回の櫻井選手のホームランで反撃したが、残念ながら1回戦敗退となった。

5月12日(水) 第一ブロックリーグ 京橋支部

	1	2	3	4	5	6	7	計
日本橋	0	0	0	1	0	0	5	6
京橋	7	0	1	1	4	0	×	13

繁忙期の5月の為欠席者が多く、慣れない守備位置につく事になり、初回4つのエラーが重なりピッチャー大澤選手の足を引っ張ってしまった。

後半はだいぶ落ち着いてきて、7回は四球にヒットをからめて5点を還したが、初回の失点が重く敗戦となった。

6月2日(水) 第一ブロックリーグ 神田支部・麹町支部

	1	2	3	4	5	6	7	計
日本橋	0	1	0	0	0	0	0	1
神田	2	1	1	2	0	0	×	6

	1	2	3	4	5	6	7	計
麹町	0	0	1	0	2	0	1	4
日本橋	0	0	0	0	1	0	0	1

第95回支部対抗野球大会優勝の神田支部と第96、第97回大会と連覇した麹町支部、現在、東京税理士会最強の2チームとダブルヘッダーを行った。

結果としては2試合とも敗戦となったが、櫻井選手、大澤選手、渡辺選手の3人のピッチャーがそれぞれの持ち味を活かして好投し、強豪相手に手ごたえのある内容だった。

6月5、6日(土、日) 合宿

越後湯沢、岩原にて選手18名、ゲスト5名の参加によりにぎやかに合宿をおこなった。

課題である打撃はティーバッティング、トスバッティング、ピッチングマシンを使ったバッティングの3段階で指導を受け、ビデオで各自のフォームをチェックした。また、投手組は現役大学生ピ

ッチャーを臨時投手コーチに迎え、フォームのチェック、ランナー牽制の練習をした。

最後に紅白戦を行い、合宿の練習の成果をより実践の場で試してみた。

野球部は新入部員の募集を行っております。年齢、学生時代の野球経験の有無も関係有りません。ご連絡をお願いいたします。

(キャプテン 井上眞一 記)

<ゴルフ部>

今年のはじめてのTNG(第247回)が、確定申告が終わった後の4月21日、名門我孫子ゴルフ倶楽部にて、シンペリア方式で開催されました。当初、募集人数を超えた多数のお申し込みを頂き、ご希望に添えなかった方々にはご迷惑をおかけしました。当日は、初参加の石橋国明会員、岡本八郎会員を含む23名での開催となりました。優勝は加藤照雄会員、準優勝徳田益和会員、3位渕井浩会員、ベストグロス、アウト岡本八郎会員、イン徳田益和会員でした。今回は同時に、昨年3回以上のTNG会参加者による「取切杯」がハンディキャップ方式で行われ、厚生部長である吉村博一会員が優勝されました。次回以降も人気の高いコースで、TNG会の開催を計画しております。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

<テニス部>

平成16年5月11日(火) 都立有明テニスの森庭球場において「東京税理士会春季テニス大会」が開催された。春の大会は税理士の妻が参加できる大会で、当支部の参加メンバーは丹羽正裕・上平孝子、石川勝之・松下夫人、佐々木夫妻、中島夫妻の混合ダブルス4組と、青木久直・佐藤正典の男子ダブルス1組の計10名。成績はそれぞれ予選を戦い、決勝トーナメントは1位グループ2組、2位～4位グループにそれぞれ1組ずつとなり、4位グループで男子ペアが準優勝した。

本年は10月13日(水)に支部対抗戦、11月9日(火)に秋季大会が予定されている。

日本橋支部テニス部では、それぞれの大会に照準を合わせると共に、健康の増進と親睦を深めることを目的に、繁忙期を除く月1回の練習会を開催している。品川プリンスホテル裏の室内コートでプロのコーチをお願いして行っていますので、興味のある方は是非ご参加ください。

(中島美和・記)

＜ボーリング同好会＞

平成16年1月28日慣例の会員及び事務所職員によるボーリング大会が後楽園ボーリング場にて行われました。成績は以下のとおりですが、河原支部長のハイゲーム賞をはじめ新旧交代の成績が目につきました。

団体戦の結果は、優勝渡辺・二瓶事務所、準優勝中島重敏事務所でした。

ボーリングは子供から中高年まで世代を越えての健康スポーツです。月例会の開催を企画致しますので、皆様のご協力をお願い致します。

＜囲碁部＞

3月26日、春の支部囲碁大会を14名の参加を得て支部会議室で開催しました。

成績は、次のとおりでした。

A 組		B 組	
優 勝	谷本 宏朗七段	下村 信義四段	
準優勝	鈴木 義彦六段	池田 明治三段	
C 組			
優 勝	伊藤 丈夫三段	一位	太田 栄一二段
準優勝	大久保速雄二段		

今回もドタキャンがありまして、幹事としては組合せ等に苦勞しました。今後とも十分の注意をお願いします。

なお、支部で一番強かった牧野正満七段および

木下喬七段が退会されました。淋しくなりましたので、新人の加入を期待しています。

4月15日 日本棋院栄田四段をお招きして、指導碁（三面打）をお願いしました。今回は、会員の2勝6敗で、いま一步で敗けた人が多いでした。

月例会の今年後半の日程は、6月下旬には、会員の皆様にお知らせいたしますので、月例会にも是非ご参加下さい。

＜歌舞音曲部＞

今年も第19回カラオケ発表会が来る10月23日（土）に開催されます。

プログラムが出来次第、次回支部報第104号（9月）で発表いたしますが、大勢の皆様の日程表にお組みおきいただきたく御案内申し上げます。

1. 日時 平成16年10月23日（土）13時より

2. 場所 東税健保会館

3. 特別出演 カルメーラとアルテフラメンコの仲間たち

なお抽選で豪華な景品が当たりますのでどうぞ御期待下さい。（部長 中島重敏）

＜観劇会＞

恒例の確申慰労観劇会を平成16年3月19日明治座にて行いました。演目はフジテレビでも好評を博しました「剣客商売」で、出演は藤田まこと、山口馬木也、小林綾子他。参加者は202名でした。

ちょっとひとこと

「手締め」

吾々の会合の終りによく手締めを行う。「いよ～、ポン！」で締めるのが一本締めといわれていることにかねてより疑問をいだいていた。

最近の朝日新聞紙上で次のように解説されていたのでここで紹介する。

「いよ～、ポン！」と締めるのは「一本締め」ではなく、「ちょん締め」で、一本締めとは「パパパン、パパパン、パパパン、パン」。

これを3回繰り返せば三本締。

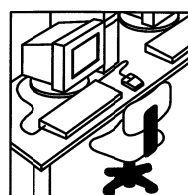
9回たたいて最後にもう1回「ポン」とたたくと（九）＋（一）で「丸」。「すべて丸く収めましょう、後は何も言いつこなしだよ」となるんだ

そうです。

支部の集りは是非これでいきたいものですね。（中島重敏）

ペーパレスを目指して！

毎年、毎年、事務所の収入は増えないのに書類だけは確実に増えて大変です。そこで、ペーパレス（文書の電子化）を目指して、15年の暮れにスキャナーを購入しドキュワークス（ソフトウエア）を入れました。操作も簡単、その日から誰でも使え、3月の個人の確定申告の時期は大活躍。申告書と資料は全てパソコンの中へ。皆さんも支部の研修会には参加しましょう。役に立つ研修していますネ。（吉村博一）



[綱紀監察部]

◎先般の「税理士証票等の所持確認」については、多くの会員のご協力をいただき、ありがとうございました。ご本人が病気のため代理の方が来られたのが数件ありました。又証票・バッジを紛失された方もおりました。これらはいずれも確認が出来ませんので未済ということになりました。

確認の結果は、実施数479名・未済187名、法人は実施数8法人・未済3法人です。

未済の方につきましては、東京税理士会（電話3356-4461）の会員課で執務時間中常時、「所持確認」を行っておりますので都合をつけてお出かけ下さい。支部としての「所持確認」の場は来年を予定しております。

◎事務所・住所等の変更について

税理士は、登録事項（事務所の所在地、住所等）について変更が生じた場合は、税理士法により「遅滞なく変更登録を申請しなければならない。」こととなっております。手続きのおくれないようご留意下さい。

◎「税理士業務処理簿」について

税務申告書等を作成したときは、「税理士業務処理簿」をその都度記載作成することになっております。「税理士業務処理簿」は支部事務局に用意してあります。ご利用下さい。

税理士業務処理簿

（法第41条及び第48条の16）

（自： 年 月 日）
（至： 年 月 日）

作成者：〔事務所所在地〕

〔税理士名又は税理士法人名〕

〔社員税理士名〕

〔補助税理士名〕

（注） 税理士の作成者は、申請期限の末日現在の社員税理士及び補助税理士の氏名を記入する。ただし、退職した社員税理士及び補助税理士がいる場合には、当該税理士も記入の上、退職年月日を付して記入する。

整理番号	年次区分	依頼者(住所・氏名)	業務処理状況		滞付 期間	滞付 理由	滞付 金額	滞付 日数	滞付 税理士	備考
			内容	処理及び年月日						
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			
	1号 2号 3号			年 月 日	有 無	年 月 日	社 補			

[渉外対策部]

法人会、商工会議所及び日本橋税務署からの依頼を受けて、税務相談及び改正消費税法説明会等のための会員派遣を下記のとおり実施しました。

○税務相談（記帳申告指導等を含む）

日本橋法人会	会 場	担当税理士
1月16日(金)	日本橋税務署	山田 咲道
2月 4日(水)	東実健保会館	若狭 茂雄
3月 4日(木)	〃	村田 裕
3月 5日(金)	〃	村田 裕

4月13日(火)	日本橋税務署	井上 健治
5月12日(水)	〃	結城 昌史
6月16日(水)	〃	二瓶 正之
商工会議所本部	会 場	担当税理士
1月20日(火)	中小企業相談センター	天野 貞雄
2月10日(火)	〃	高橋美津子
3月 2日(火)	〃	高橋美津子
3月23日(火)	〃	小林 進
4月13日(火)	〃	高橋美津子
5月 7日(金)	〃	井上 健治
5月28日(金)	〃	井上 健治
6月18日(金)	〃	安藤 昇
商工会議所中央支部	会 場	担当税理士
1月28日(水)	京橋プラザ	赤坂 光則
2月18日(水)	〃	下川 芳史
2月19日(木)	〃	浦川 譲
2月20日(金)	〃	伊藤 孝
2月25日(水)	〃	佐野 典子
4月21日(水)	〃	湯澤 勝信
5月19日(水)	〃	桜井 利一
6月16日(水)	〃	大澤 昭人

○改正消費税法の説明会

商工会議所中央支部	会 場	担当税理士
2月 5日(木)	東織厚生年金会館	井上 健治
リフォームスタジオ(株)		
1月16日(金)	虎の門パストラル	井上 健治
日本橋税務署		

6月15日(火)	日本橋公会堂	井上 健治
6月16日(水)	〃	井上 健治
6月17日(水)	〃	井上 健治
(渉外対策部 池田)		

[情報システム委員会]

《研修会報告》

1.実践「ドキュワークス」教室

日時：平成16年2月12日(木) 午後3時～6時

講師：富士ゼロックス担当者

場所：日本橋支部会議室

2.いよいよ開始 電子申告・電子納税

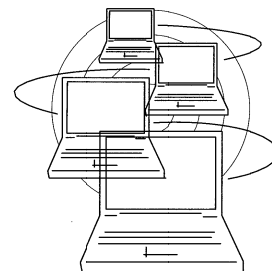
日時：平成16年6月3日(木) 4日(金)

午後3時～4時半

講師：日本橋支部情報システム委員 秋元玲子
会員

場所：日本橋支部会議室

(支部ブロック会常会と併催)



どれ味 (お好み焼き)

山芋 100%という小麦粉をつかってないお好み焼きは、外はカリカリ、中はふっくらで感動的。自分で焼いてもよいけど、お店の人に頼んで焼いてもらうとなかなかのイベントです。メニューも 500円前後からで、どの料理もおいしいし、安い～。

東京都中央区日本橋人形町1-5-12
03-3249-5554

営業時間 17:00～23:00 無休

平均予算 3,000円程度/1名

スコット (フランス料理)

日本家屋、掛軸、生花、そして料理の器は柿右衛門。純日本風畳敷の店内で食するのは、純フランス料理。ロンドンのハイドパークにある純英国風建築で、フランス料理を食べさせる同名店をモデルに昭和14年オープン。第二次大戦の終戦に力を注いだ政治家や軍人も来店したという歴史のある店だ。来店のときは必ず予約を忘れずに。

住 所：中央区日本橋浜町1-9-1

電 話：03-3851-5481

営業時間：11:00～15:00、17:00～22:30

(L.O. 20:00)

定 休：無休

予 算：料理昼1万円、夜1万3千円～

中央都税事務所からのお知らせ

★6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）

納税通知書は、6月1日（火）に発送いたします。お近くの金融機関、郵便局又は都税事務所で、6月30日（水）までにお納めください。

納税には、便利な口座振替がご利用できます。お申し込みは、納税通知書に同封されている「ハガキ式依頼書」を投函するか、金融機関又は郵便局に備え付けられている「複写式依頼書」を窓口にご提出ください（この場合は、納税通知書、預（貯）金通帳及び届出印鑑をご持参ください）。

なお、今からお申し込みいただきますと、第2期分からの振替納税となります（8月10日までの申し込み分）。

詳しくは、23区内の都税事務所にお尋ねください。

★新築住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免（23区内）

新築住宅の取得を税制面から支援するため、新築住宅に係る固定資産税・都市計画税について、新たに課税される年度から3年度間、下表のとおり減免します。

〈対象〉

平成12年1月2日から平成17年1月1日までの間に新築された23区内の住宅（一戸建、マンション、貸家などの形態を問いません。）

〈減免額〉

住宅の床面積	減免される額
50㎡(注1)未満	1/2減免
50㎡(注1)以上 120㎡未満	全額(注2)減免
120㎡以上 280㎡以下	120㎡以下の部分…全額(注2)減免 120㎡超の部分…1/2減免
280㎡超	1/2減免

(注1) 貸家共同住宅は、35㎡となります。

(注2) 減免される額には、新築住宅に対する固定資産税の減額を含みます。

平成12年に住宅を新築された場合は、平成13～15年度の3年度分について既に減免を適用いたしま

したので、平成16年度からは減免の適用がなくなります。

★小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免

14年度に実施した小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免を16年度も実施いたします。

この減免を受けるためには、申請が必要です。

ただし、平成15年度に申請し減免を受けられた方については、今年度新たに申請する必要はありません。

ご不明な点は、固定資産の所在する区の都税事務所にお尋ねください。

★自動車税の納付はお済みでしょうか？

自動車税は、毎年4月1日現在の登録名義人等に課税されます。平成16年度の自動車税納税通知書は5月6日に送付し、納期限は5月31日（月）です。

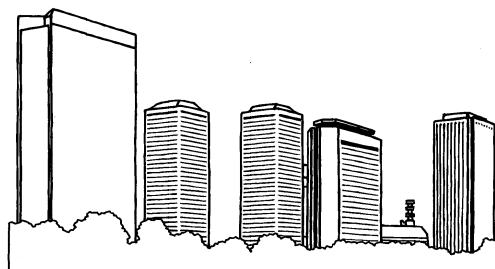
納期限を過ぎてもお納めいただけないと延滞金がつくほか、滞納処分（差押）の対象にもなります。自動車税は車検時ではなく、必ず納期限までに収めてください。

★都税のガイドブックができました。

都税を中心に税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2004」と、不動産に関する税金についてまとめた「不動産と税金2004」を発行しました。

いずれも平成16年度の税制改革の内容を盛り込んで編集しています。

6月より無料配布していますので、どうぞご利用ください。



支部会員異動のお知らせ

平成16年6月15日現在
(16年1月1日～16年6月15日)

〈入会〉

1月23日 野口 昌利 〒103-0028
八重洲1-4-22
モリタニ83ビル2階
TEL 5200-1638

2月19日 中西 琴次 〒103-0003
日本橋横山町1-3
TEL 3663-5066

4月3日 光成 卓郎 〒103-0027
日本橋1-2-10
東洋ビル3F
TEL 3516-7380

4月23日 岩野 慎治 〒103-0027
日本橋3-1-16
共同ビル3階
TEL 5255-3275

4月23日 小林 達夫 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和ビル
TEL 3665-0554

4月23日 中村百合野 〒103-0016
日本橋小網町4-8
TEL 3669-7081

5月20日 本田 竜大 〒103-0023
日本橋本町1-10-2
第2MKビル9F
TEL 3244-0700

5月20日 佐藤 拓郎 〒103-0023
日本橋本町4-4-11
TEL 3231-3861

〈転入〉

1月6日 坂下 利明 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-24-7-305
TEL 3664-7713

1月21日 中野 孝昭 〒103-0026
日本橋兜町1-10
日証館ビル5階
TEL 3664-8001

2月16日 高橋 純子 〒103-0022
日本橋室町2-3-16
三井六号館5階
TEL 3271-5247
清新税理士法人

3月19日 高山 秀三 〒103-0008
日本橋中洲3-13
オーベルジュ日本橋806

3月23日 尾上 友之 TEL 6822-5668
〒103-0007
日本橋浜町3-39-10-301号
TEL 3664-4540

4月1日 武田 昌典 〒103-0027
日本橋3-4-10
ツムラビル8F
TEL 5255-3228

4月2日 山田 好一 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-3
グランドメゾン日本橋堀留701号
TEL 3660-9209

5月6日 雨宮 雅夫 〒103-0001
日本橋小伝馬町10-8
甚永ビル8号
TEL 3662-5867

5月10日 一木 裕一 〒103-0025
日本橋茅場町1-8-5
TEL 3660-5805

〈転出〉

神田 庄二 麹町支部へ
平松 守 京橋支部へ
高橋 康夫 麻布支部へ
平本 直子 京橋支部へ
小泉 秀樹 麹町支部へ
小西 保 京橋支部へ
橋本 陽子 京橋支部へ
河野 八郎 浅草支部へ
益本 正蔵 麻布支部へ
野口 昌利 江戸川南支部へ
近藤 廣志 芝支部へ
木内 誠 芝支部へ

〈退会〉

米山 朋子 東京地方会へ
牧野 正満 業務廃止
木下 喬 業務廃止
新井 清志 業務廃止
古川 智明 千葉県会へ
錦織 久蔵 業務廃止
前崎 善朗 千葉県会へ
田中 村治 東京地方会へ

〈事務所変更〉

中村八重子 〒103-0023
日本橋本町2-3-6

山本 清	(協同ビル)	森田 東輔	〒103-0001
	〒103-0014		日本橋小伝馬町19-3
富永佐奈枝	日本橋蛸殻町1-24-7-1004		池田ビル4階
	〒103-0013	松下 昇三	〒103-0011
野上 雅仁	日本橋人形町2-26-8		日本橋大伝馬町2-14
	サンマルコビル10階		芝興大伝馬ビル8階
若菜 弦二	税理士法人 日本橋		税理士法人 松下会計事務所
	税経センター	松下 敬三	〒103-0011
後久 亮	〒103-0022		日本橋大伝馬町2-14
	日本橋室町3-1-8		芝興大伝馬ビル8階
上浦 守	税理士法人 協和会計事務所		税理士法人 松下会計事務所
	〒103-0011	小出 純江	〒103-0022
青木 久直	日本橋大伝馬町3-12		日本橋室町2-5-8
	増見ビル2階		パンテオン日本橋三越前201号
掛川 義夫	〒103-0011		TEL 3272-1291
	日本橋大伝馬町10-2	湯澤 勝信	〒103-0004
橋本 隆	中央運輸ビル2階		東日本橋3-5-16
	〒103-0012	安田 信彦	〒103-0015
林 孝悦	日本橋堀留町2-1-1		日本橋箱崎町32-7 DHビル
	藤和堀留ビル8F	森 いずみ	〒103-0015
小川 実	〒103-0001		日本橋箱崎町32-7 DHビル
	日本橋小伝馬町14-11	田村 和男	〒103-0007
桜木 忠勝	日本橋桃林堂ビル4階		日本橋浜町2-5-3
	TEL 5652-1934		浜町藪ビル6階
嶋本 欣也	〒103-0025	〈法人入会〉	
	日本橋茅場町1-12-8	税理士法人 松下会計事務所	
櫻井 正道	角一ビル2階		〒103-0011 日本橋大伝馬町2-14
	〒103-0027		芝興大伝馬ビル8階
門脇 博	日本橋1-2-15 三根ビル		TEL 3668-1237
	〒103-0026	〈法人名称変更〉	
	日本橋兜町7-16	税理士法人 林アンド小川パートナーズ→	
	日本橋兜町幸ビル4階	税理士法人 HOP	
	税理士法人 HOP	〈事務所電話変更〉	
	〒103-0026	松井 純一 TEL 3667-7000	
	日本橋兜町7-16	〈住所変更〉	
	日本橋兜町幸ビル4階	坂下 利明	〒103-0014
	税理士法人 HOP		日本橋蛸殻町1-24-7-305
	〒103-0022		TEL 3664-7713
	日本橋室町2-5-8	鈴木 達也	〒123-0842
	パンテオン日本橋三越前601号		足立区栗原1-4-24-206号
	〒103-0001		TEL 3883-7014
	日本橋小伝馬町19-3	内藤 恭子	〒168-0063
	池田ビル4階		杉並区和泉2-10-2
	〒103-0001		TEL 5355-5815
	日本橋小伝馬町19-3	中野 孝昭	〒135-0061
	池田ビル4階		江東区豊洲1-3-1
	〒103-0001		キャナルワークタワーズ907号
	日本橋小伝馬町19-3		TEL 5560-2642
	池田ビル4階		

太田 啓之	〒343-0032 埼玉県越谷市大字袋山 431-5	市岡富士雄	〒395-0067 長野県飯田市羽場権現 1085-3 TEL 0265-53-6360
鳥山 久之	〒145-0076 大田区田園調布南21-1 -301号 セザール第2田園調布	塗師芙美子	〒241-0004 横浜市旭区中白根3-6-2
富永佐奈枝	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台7- 3-1 アクアフォレストアルネ稲毛 アクア棟406号 TEL 043-206-0449	竹平 定彦	〒358-0012 埼玉県入間市東藤沢6- 12-9 TEL 04-2964-9163
望月麻衣子	〒131-0043 墨田区立花5-7-3-206号 サンクレイドル立花 TEL 3612-6536	小笠原久三	〒262-0047 千葉市花見川区長作台 2-33-8 TEL 043-257-1270
岡田 昇	〒338-0001 さいたま市中央区上落合 7-7-40-1409号 TEL 048-855-1716	小宮 聡	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-931 フローラルガーデン203 TEL 044-422-1857
野原 武夫	〒136-0076 江東区南砂2-4-24- 811号 TEL 3648-9078	小林 一雄	〒111-0051 台東区蔵前4-18-3 TEL 3861-8085
湯田 隆二	〒270-0161 千葉県流山市大字鱈ヶ崎 1636-2	野村 幸広	〒362-0045 埼玉県上尾市大字向山 502-2 TEL 048-725-2617
西村 光雅	〒176-0002 練馬区桜台3-6-6	田口 菊江	〒114-0023 北区滝野川6-62-1-404号 ライオンズステーション プラザ板橋滝野川
佐川拓次郎	〒276-0022 千葉県八千代市上高野 1307-2	櫻井 和儀	〒135-0043 江東区塩浜1-4-33-1720 TEL 5683-4816
湯澤 勝信	〒249-0003 神奈川県逗子市池子 2-19-916号	森 一郎	〒166-0002 杉並区高円寺北1-27- 8-103号 アソシエール中野壱番館
藤倉 一巳	〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 4-517-1	粥川 照夫	〒134-0083 江戸川区中葛西1-33-11 アルファグランデ葛西502
北濱 郁男	〒176-0003 練馬区羽沢1-19-7	森上 護	〒279-0013 千葉県浦安市日の出5 海風の街3-214号
鷹野 勝	〒140-0001 品川区北品川3-6-48-106号 TEL 5461-0451	角田 大	〒134-0083 江戸川区中葛西3-9- 11-707号 ハイコーポ長島 TEL 3687-7292
吉村以知郎	〒336-0936 さいたま市緑区太田窪 1-30-6-506号	小池 良	〒102-0081 千代田区四番町8-9
倉持 裕子	〒336-0025 さいたま市南区文蔵1- 8-21-402号		

ルクセンブルグハウス601号
TEL 3230-3354
佐々木則司 〒262-0047
千葉県花見川区長作台
1-6-2
尾上 友之 〒152-0032
日本橋浜町3-39-10-
301号
TEL 3664-4540
三神 純 〒331-0823
さいたま市北区日進町
3-700-1-405号
林 孝悦 〒168-0065
杉並区浜田山1-11-22
-204号
TEL 5316-4650
小川 実 〒154-0014
世田谷区新町1-5-20
メゾンドメイ201
TEL 5799-9405
峯本 創生 〒242-0024
神奈川県大和市福田
5676-26
TEL 046-269-6951
小池 正明 〒332-0017
埼玉県川口市栄町3-11
-17-402号
クレール川口プラザ
岡田 進 〒270-1424
千葉県白井市堀込2
3棟607号
TEL 047-478-1118

〈住所電話変更〉

嶋本 欣也 TEL 042-972-1839
上平 孝子 TEL 3681-5449

北濱 郁男 TEL 3993-8260
松井 純一 TEL 048-873-0480
若菜 弦二 TEL 3260-3716

〈会員死亡〉

田中 昭五 (昭和5年9月1日生れ74歳)
平成16年4月4日死亡
堀 敏夫 (大正4年8月19日生れ88歳)
平成16年4月30日死亡
関根利三郎 (大正7年5月10日生れ86歳)
平成16年5月22日死亡
牧 平和 (大正13年3月23日生れ80歳)
平成16年5月27日死亡
中村八重子 (昭和2年2月3日生れ77歳)
平成16年6月11日死亡

事務所変更の訂正

第102号記載の事務所変更印刷ミスがありましたので訂正いたします。

安田京子

正 〒103-0004 東日本橋2-2-5

ジャコワ東日本橋1104

誤 〒103-0004 日本橋2-2-5

ジャコワ東日本橋1104

表紙の写真「藤色シャワー」

栃木県足利市にある「あしかがフラワーパーク」にある大藤。江戸時代から続く旧家の早川家の農園から、現地に移植をしたのであるが、樹齢130年以上、300畳の大藤を移植する時は、大変な苦労だったという。移送中の水遣りが難しく、30分以上経過すると藤が枯れてしまう。2台の大型トレーラーを使い県道を完全遮断し、絶えず水を与えながら、藤棚を運び移植に成功した。高橋

編 集 後 記

支部会報“にほんばし”第103号をお届けいたします。定期総会もとどこうりなく終了し、新支部規則も制定され新年度の会報でございます。

〔研究論文〕野原武夫先生、〔私のあしあと〕鈴木毅先生、木下純一先生、〔随筆〕藤山清春先生、高田比佐雄先生、福本光男先生等、3月決算のご多忙の中をご執筆下さり広報部一同、厚く御礼をもうしあげます。

次号104号は下記を予定しております。

〔研究論文〕3000字以上、〔私のあしあと〕1000字以上、〔随筆〕1000字～2000字等ご寄稿お待ちしております。

次号発行予定 16年9月30日

原稿〆切 16年8月31日

原稿届け先 支部事務局まで

編集委員：浅野汜子 福本光男 佐々木則司

三輪裕昭 高橋美津子 鈴木毅

藤山清春



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

税理士先生と関与先様のために…
日税グループからのお知らせです。

**顧問料
の集金**

**税理士協同組合の報酬自動支払制度が
さらに利用しやすくなりました！**

よりお得な料金
関与先1件

335円に！

プラス **55円**で

「関与先への振替案内」を付けられます。

(表示金額には消費税が含まれておりません。)

★必要とする関与先だけに、「振替案内(はがき)」を送付することができます！

税理士報酬専門の自動集金システムです。

実績No.1。全国11,122の税理士事務所でご利用中！(平成16年2月現在)

税理士協同組合
事務代行社

株式
会社

日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/>



**不動産
の売買**

22年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

● 相続申告(広大地図面・鑑定評価・物件調査・延納・物納)

● 相続対策(有効利用・資産の組替え・債務返済・遺言信託)

● 権利調整・土壌汚染調査等

何なりとご相談ください！



税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

**医療
保険**

一生涯の安心を…

(病気・ケガの保障を考えたい人へ)

一生いっしょの
保険料

保険料が上らず
割安なまま。

一生いっしょの
入院保障

保障が一生涯
途切れない※

一生いっしょの医療保険

EVER

エヴァー

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で保険料が割安！

★0歳からの保障 ※「ケガの入院保障は90歳まで」

★1泊2日はもちろん「日帰り入院」から保障

●詳しくはパンフレットをご覧ください。

引受保険会社

アメリカンファミリー生命保険会社

東京第三営業本部第一支社

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階 TEL03-3344-1883

お問い合わせ・お申し込み先 ● 全税共保険取扱代理店

募集代理店

株式
会社

共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

AFN16-2004-017

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士限定

無料メールマガジン

日税グループでは、「今月の経理情報」や「日税マネージメントレポート」等、各種最新情報を無料配信しています。配信を希望される方は、下記ホームページよりご登録ください。 <http://www.nichizei.com/mailstation.html>

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

メンテナンスはプロまかせ。
だから安心、カーライフ！

自動車もリースの時代

買うより楽ラク 東税協オートリース

一時的な高額負担は不要、リース料は全額経費処理

大口法人顧客並みの低料金を実現

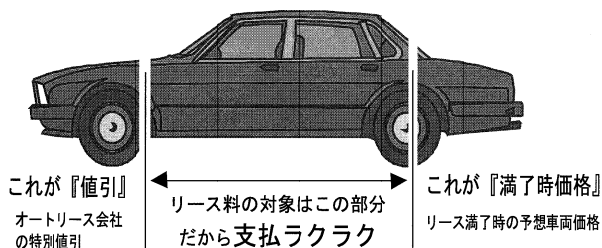


資料ご希望の方

下掲の用紙をコピーして必要事項にご記入のうえ、東税協新宿事務所にFAXをお送りください。
FAX番号 03 (5363) 2008

東税協オートリース相談票

登録番号：	支部：
氏 名：	
希望内容：①案内資料郵送を希望 ②詳しい説明を希望 ③リース料の見積を希望 ④その他（ ）	
希望連絡先：①事務所 ②自宅 ③その他	
連絡方法：	
電 話（	- - ）
F A X（	- - ）
E-Mail（	）
その他（	）
（通信欄）	



法人リースで培われた大量購入の
メリットを組合員に還元

特 長

- 1) リース料として一定料金を月々お支払いいただくことで、一時的に高額な費用を出費しなくて済みます。
- 2) 購入・納税等の煩雑な車両管理業務を軽減することができます。
- 3) リース料は全額経費（損金）処理できます。

内 容

- 期間及び金額：3年リース（500万円以下）／5年リース（700万円以下）
※700万円を超える場合はご相談をお受けします。
- リースの種類：ファイナンスリース（車両購入のみ）
：メンテナンスリース（車両購入と車検・点検等をセット）
- 提 携 会 社：芙蓉オートリース㈱（みずほフィナンシャルグループ）
：㈱イチネン（東京証券取引所第二部上場）

東京税理士協同組合

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 TEL 03 (5363) 2011 FAX 03 (5363) 2008